

広島県告示第七百三十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次の指定医療機関から診療所等を休止した旨の届出があった。

令和八年六月二十二日

広島県知事 横 田 美 香

名 称	所 在 地	休 止 年 月 日
医療法人社団堀内医院	三原市本郷南六丁目二番三号	令和八年四月一日
訪問看護ステーション 島の里	尾道市向東町八八三番地一〇	令和八年四月一日
黒木整形外科リハビリ テーションクリニック	府中市上下町上下二〇五二番地一	令和八年四月一日